

製造業における職長の能力向上教育の カリキュラムを策定しました

中央労働災害防止協会（中災防：会長 中西宏明（日本経済団体連合会会長））は、製造現場で作業者を直接、指導・監督する職長^{（注1）}について、厚生労働省が示す安全衛生教育等推進要綱で事業者が実施すべきものとされている「能力向上教育に準じた教育」^{（注2）}（以下、能力向上教育）のカリキュラム（別添）を策定しました。

今般策定した職長の能力向上教育のカリキュラムは、生産現場の「現場力」を支える「安全衛生管理のキーパーソン」として職長に期待される①先取りの安全衛生管理、②情報管理（上司と部下とのパイプ役）、③部下の育成の3つの役割を、よりレベルアップさせて果たすことができるようにすることを目的に、「講義」と「グループ演習」を組み合わせて「合計360分以上」の教育を行う内容になっています。

具体的な教育内容は、①職長の役割と職務、②リスクアセスメント等の結果に基づいて講ずる措置、③部下に対する指導力の向上（リーダーシップ等）などを「基本項目（必須）」とするとともに、企業のニーズに応じて、職長が中心となって推進する職場巡視、危険予知（KY）活動、4S活動など労働災害防止活動についての多種多様な安全衛生教育を「専門項目（選択）」として行うことができるようにしています（別添 - 別紙1）。

製造業における職長に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法で義務づけられている就任時の職長教育に加えて、安全衛生教育等推進要綱により、定期（おおむね5年ごと）に能力向上教育を実施すべきものとされています。しかし、この職長の能力向上教育のカリキュラムについては、建設業を除いて策定されていないことから、国の第13次労働災害防止計画（計画期間2018年度～2022年度）において、「建設業で示されている職長の再教育を製造業でも実施できるようカリキュラム等の策定を検討する」とされています。

その具体化のため、中災防では2018年度から、厚生労働省の補助を受け「製造業における職長の能力向上教育に準じた教育のカリキュラムに関する検討委員会」（参考資料）を設けて検討を進め、このほどカリキュラムや具体的な教育内容などを整理した教育のガイドラインを盛り込んだ報告書が取りまとめられたところです。

厚生労働省においても、このカリキュラム等を踏まえて、製造業における職長に対する能力向上教育の詳細について、都道府県労働局、製造業関係団体、安全衛生関係団体等に対して、本日3月31日付けで通知が発出されました。

中災防は2020年度から、このカリキュラムに基づいて、職長本人を対象とした能力向上教育のセミナーを開催するとともに、企業や団体を対象に職長の能力向上教育として行うべき教育内容についての説明会（無料）の開催も予定しています。また、委員会の報告書を近日中に中災防ホームページ（<https://www.jisha.or.jp/>）で公表する予定です。

さらに、都道府県労働局・労働基準監督署、都道府県労働基準協会をはじめ、経
（裏面に続く）

済団体などに幅広く情報を提供することにより、職長の能力向上教育の普及に取り組んでいきます。

策定した職長の能力向上教育のカリキュラムのポイントは、以下のとおりです。

「製造業における職長の能力向上教育のカリキュラム」のポイント

- 1 新たに職長の職務に就くこととなった後に、概ね5年ごと等の時期に、下記2の内容に、必要に応じて下記3の必要な内容を加えた合計6時間以上の教育を、実行カリキュラムを策定した上で「講義」と「グループ演習」を組み合わせる。
- 2 職長が、生産現場における安全衛生管理のキーパーソンとして期待される①「先取りの安全衛生管理」、②「情報管理（上司と部下とのパイプ役）」、③「部下の育成」の3つの役割を、より一層レベルアップさせて的確に果たすことができるようにするために不可欠な安全衛生教育を、基本項目（必須）として行う。
- 3 生産現場において、職長が中心となって推進する労働災害防止活動（①安全衛生実行計画、②職場巡視、③危険予知（KY）活動、④ヒヤリ・ハット活動、⑤4S（5S）活動等）についての多種多様な専門の安全衛生教育を、専門項目（選択）として、必要に応じて、必要なものを行う。

（注1）職長とは、「常に現場にいて、作業者に対し、作業の進め方について、直接、指導・監督する立場の者」をいい、一般的には、作業者の直近上位のライン監督者が該当します（名称は、各企業によって、職長、班長、リーダー、作業長などさまざまです）。

（注2）職長は、労働安全衛生法において事業者の努力義務になっている「能力向上教育」（安全管理者、衛生管理者等が対象）の対象外となっていますが、厚生労働省が示す「安全衛生教育等推進要綱」において、労働災害の防止のために必要な教育等として、「能力向上教育に準じた教育」を事業者は実施すべきとされています。

※ この資料は、厚生労働記者会、厚生労働省労政記者クラブ、厚生日比谷クラブ、鉄鋼研究会、自動車産業記者会に配布しています。

中央労働災害防止協会

【担当】

教育推進部長 早木 武夫

同 審議役 下村 直樹（電話）03-3452-6389

【照会先】

総務部 広報課長 高橋 まゆみ（電話）03-3452-6542

JISHA 中災防

中災防は、昭和39年に労働災害防止団体法に基づき設立された団体で、事業主の自主的な労働災害防止活動を支援するため、企業の人材の育成、安全衛生の専門技術の提供および最新の安全衛生情報の提供など、安全衛生に関する総合的な事業を行っています。

会長：中西 宏明（なかにし・ひろあき：日本経済団体連合会 会長）

理事長：八牧 暢行（やまき・のぶゆき）

職長の能力向上教育のカリキュラムの策定について

1 基本的な考え方

(1) 教育カリキュラムの策定

職長に対する安全衛生教育については、厚生労働省が示す「安全衛生教育等推進要綱」においては、就任時に加えて、定期（おおむね5年ごと）に実施すべきものとされており、担当業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の経済社会情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した能力向上教育を実施すべきものとされている。

今回、実施したアンケート調査においては、職長に対する能力向上教育を「行っている」事業所は40.8%にとどまっており、具体的な教育内容や教育方法等を盛り込んだ教育カリキュラムが定められていないことが、職長の能力向上教育が十分に普及していないことの要因となっているのではないかと考えられる（別紙2の図表1参照）。

その一方で、職長に対して、能力向上のための安全衛生教育を行うことが「必要だと思う」事業所は87.0%と、ほとんどの事業所において職長に対する能力向上教育は必要とされているものと認められる（別紙2の図表2参照）。

また、その必要とする理由としては、「職長は、作業員の安全衛生の確保のために重要な役割を担っており、現場のリーダーとして必要な力量を確実に身に付けさせる必要があるため」（86.1%）とする事業所が非常に多く、生産現場における安全衛生管理のキーパーソンとしての役割を担わせるため、職長の能力向上教育の実施についての高いニーズが認められる（別紙2の図表3参照）。

このような現状を踏まえると、職長の能力向上教育の普及促進を図っていくためには、生産現場において職長に期待される役割をより一層レベルアップさせて果たすことができるようにするために必要となる具体的な教育内容や教育方法等を盛り込んだ教育カリキュラムを策定して、事業者に対して実施を促していくことが必要であると考えられる。

(2) 職長の能力向上教育として行うべき教育内容

① 生産現場における労働災害防止に向けて職長に期待される安全衛生管理の役割については、生産現場における安全衛生管理のキーパーソンとして、(ア)「先取りの安全衛生管理」、(イ)「情報管理（上司と部下とのパイプ役）」、(ウ)「部下の育成」の3つが基本的な役割である。

このため、職長の能力向上教育においては、生産現場において職長に期待される役割をより一層レベルアップさせて果たすことができるようにするために必要となる教育を行うという基本的な考え方に基づいて、職長の能力向上教育として行うべき教育内容の整理を行うこととする。

なお、今回、実施したアンケート調査においては、職長に対する能力向上のための安全衛生教育として最も「必要だと思う」教育内容としては、中小規模事業所においては、「現場指導力」（34.2%）が最も多くなっており（大規模事業所においても、リスクアセスメント（37.6%）に次いで2番目（31.8%））、「必要だと思う」教育内容としては、職長の役割に応じた安全衛生の知識・ノウハウと部下に対する指導・監督をパッケージにした教育内容が想定されていると考えられることから、上記の考え方に沿うものとなっている（別紙2の図表4参照）。

② 上記①の考え方を踏まえて、職長の能力向上教育として行うべき具体的な教育内容については、以下のような考え方に基づいて整理することとする。

ア 職長の能力向上教育は、職長への就任後、一定期間を経過した後に実施するものであることから、教育を実施するに当たっては、まず、最初に、生産現場における労働災害防止に向けての職長に期待される役割（ア）「先取りの安全衛生管理」、（イ）「情報管理（上司と部下とのパイプ役）」、（ウ）「部下の育成」）について再認識を促すことが必要である。

イ その上で、職長の中核的な役割である「先取りの安全衛生管理」の役割を的確に担っていけるようにするために、製造業における労働災害の発生状況を概観することを通じて、労働災害防止に向けての取組の推進について動機付けを行うことが必要である。

また、2006年（平成18年）のリスクアセスメントの努力義務化から10年あまりが経過して、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の国際規格（ISO 45001、JISQ 45001）の発行や、日本独自の安全衛生活動を取り入れた日本版労働安全衛生マネジメントシステム（JISQ 45100）の制定等も相まって、生産現場においては「リスク」の考え方が着実に浸透してきていることから、「リスク」の基本的考え方を踏まえた上で、職長として行うべき労働災害防止活動を推進していくことができるようにするための教育を行うことが必要である。

さらに、今回、実施したアンケート調査においては、「リスクアセスメント」（33.2%）が、能力向上のための安全衛生教育として最も「必要だと思う」教育内容として挙げる事業所が最も多いものの1つであることから、職場においてリスクアセスメントを実施するに当たって、職長が中核的な役割を担う「危険源の特定」や「残留リスクの管理」等に重点をおいて教育を行うことが必要である（別紙2の図表4参照）。

ウ その他、「情報管理（上司と部下とのパイプ役）」や「部下の育成」の役割を果たしていくに当たっては、労働災害防止に関する知識・ノウハウに加えて、部下に対する指導力の向上を促していくことが必要であり、今回のアンケート調査においても、「リーダーシップ」（23.0%）、「コミュニケーション」（20.5%）等についても、「必要だと思う」教育内容として挙げる事業所が多く、これらのニーズにも対応できるように必要な教育を行っていく必要がある（別紙2の図表4参照）。

エ 加えて、異常時や災害発生時（以下「異常時等」という。）において職長に期待される役割を再確認することにより、このような事態に直面しても沈着冷静に対応できるようにすることや、法令改正の動向に関する教育を通じて、労働災害防止に向けての各種の取組を進める安全衛生行政の動向に的確に対応することができるようにすることも必要である。

オ 他方で、生産現場において、職長が中心となって推進する労働災害防止活動については、（ア）安全衛生実行計画の作成・実施、（イ）職場巡視、（ウ）危険予知（KY）活動、（エ）ヒヤリ・ハット活動、（オ）4S（5S）活動等の幅広い専門的内容のものがあ、事業者の安全衛生教育ニーズについても多種多様なものがあることから、個別具体的なニーズに対応した多種多様な幅広い専門的安全衛生教育を柔軟に行うことができるようにすることも必要である。

2 職長の能力向上教育のカリキュラム

(1) 能力向上教育の実施の時期

製造業に係る事業者は、職長に対し、新たにその職務に就くこととなった後おおむね5年ごと及び機械設備等を大幅に変更した時に、能力向上教育を行うこととする。

(2) 実行カリキュラム

能力向上教育の実施に際しては、教育目標を定めた上で、別紙1に示す要件を満たすカリキュラム（以下「実行カリキュラム」という。）を以下の①及び②に留意して策定することとする。実行カリキュラムの合計時間は360分以上とすることとする。

① 別紙1に掲げる科目のうち「職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること」の範囲及び時間について

実行カリキュラムにおいては、当該科目における範囲「A 基本項目」の時間を120分以上とすることとする。また、必要に応じて、当該科目における範囲「B 専門項目」から教育目標に沿った項目を選択し、実施することとする。

② 別紙1に掲げる科目のうち「グループ演習」の範囲及び時間について

実行カリキュラムにおいては、当該科目について、①の科目に係る範囲のうち「B 専門項目」から選択している場合に限り、この「B 専門項目」に関連する項目を選択し、120分以上行うこととする。

(3) 講師の要件

安全衛生団体等が能力向上教育を実施する場合は、以下の①～③に掲げる者の中から講師を充てることとする。ただし、(2) ①の科目に係る範囲のうち「B 専門項目」を選択する場合においては、当該「B 専門項目」に係る能力向上教育については、④に掲げる者を講師として充てることとする。

なお、事業者が能力向上教育を実施する場合についても、同様の取扱いとすることが望ましいこととする。

① 「職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（平成13年3月26日付け基発第177号厚生労働省労働基準局長通知。以下「第177号通達」という。）による職長等教育講師養成講座又は職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者

② 「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」（平成18年5月12日付け基発第0512004号厚生労働省労働基準局長通知）による改正前の第177号通達（以下「旧第177号通達」という。）による職長等教育講師養成講座を修了した者（旧第177号通達の記の3により所定の科目を受講した者を含む。）であって、第177号通達の別紙1の表の左欄に掲げる科目4のうち「(1) 危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する項目を受講した者又は旧第177号通達による職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者（旧第177号通達の記の3により所定の科目を受講した者を含む。）であって、第177号通達の別紙2の表の左欄に掲げる科目4のうち「(1) 危険性

又は有害性等の調査の方法」及び「(2) 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する項目を受講した者

- ③ 上記①又は②に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- ④ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）第 12 条第 1 項に規定する安全管理士及び衛生管理士等、(2) ①の科目に係る範囲のうち「B 専門項目」に係る項目について十分な専門的知識及び経験を有すると認められる者

(4) 受講者数の要件

安全衛生団体等が能力向上教育を実施する場合にあっては、当該能力向上教育の一回当たりの受講者は 50 人以下とすることとする。また、科目「グループ演習」は、受講者をそれぞれ 10 人以下のグループに分けて実施することとする。

(5) 修了証等

安全衛生団体等が能力向上教育を実施した場合には、当該能力向上教育の修了者に対してその修了を証する書面を交付するとともに、教育修了者名簿を作成して、これを実行カリキュラムと合わせて 3 年間以上保管することとする。

なお、事業者が能力向上教育を実施した場合についても、同様に記録を作成し、保管することが望ましいこととする。

実行カリキュラムの要件

科 目	範 囲	時 間
(1) 職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	A 基本項目 (必須) (A 1) 職長の役割と職務 (A 2) 製造業における労働災害の動向 (A 3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動 (A 4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (A 5) 異常時等における措置 (A 6) 部下に対する指導力の向上 (リーダーシップなど) (A 7) 関係法令に係る改正の動向	120分以上
	B 専門項目 (選択) (B 1) 事業場における安全衛生活動 (B 2) 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み (B 3) 部下に対する指導力の向上 (コーチング、確認会話など)	必要な時間
(2) グループ演習	C 以下の項目のうち1以上について実施すること。 (C 1) 職長の職務を行うに当たっての課題 (C 2) 事業場における安全衛生活動 (危険予知訓練など) (C 3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (C 4) 部下に対する指導力の向上 (リーダーシップ、確認会話など)	120分以上
合 計		360分以上

製造業における「職長」に対する安全衛生教育についてのアンケート調査結果

（「職長の能力向上教育のカリキュラムの策定について」（本文）において引用する関連データ）

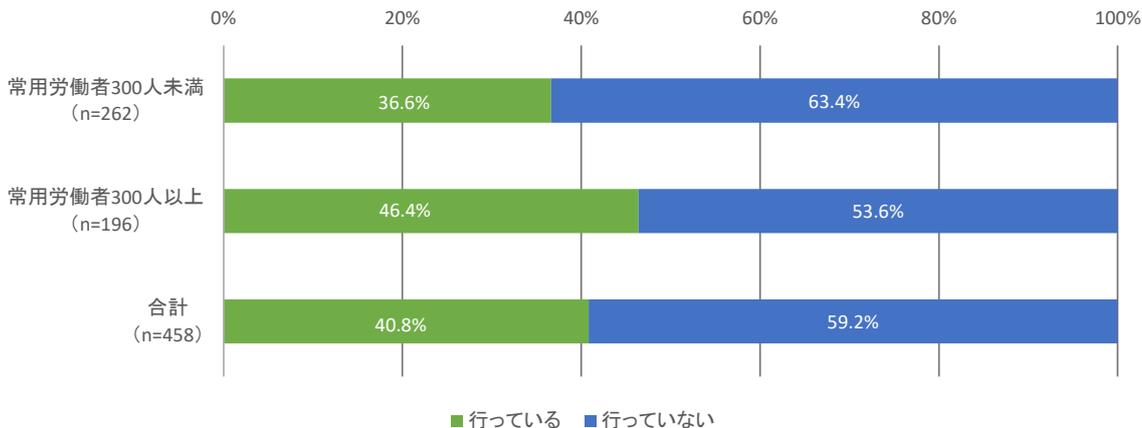
【アンケート調査の概要】

製造業の職長の能力向上教育のカリキュラムの検討を行うに当たっての基礎資料を収集するために、民間調査機関の企業データベースから無作為抽出した製造業 2,000 社に調査票を送付して、中核工場の従業員の安全衛生担当者等が回答する方法で、アンケート調査を行った（調査期間：令和元年 8 月 19 日～9 月 13 日、有効回答率 33.0%）。

以下は、「職長」への就任時に安全衛生教育が義務付けられている製造業の業種（義務業種、下記（注）の業種を除く製造業）についてのアンケート調査結果のうち、「職長の能力向上教育のカリキュラムの策定について」（本文）において引用する関連データを紹介するものである。

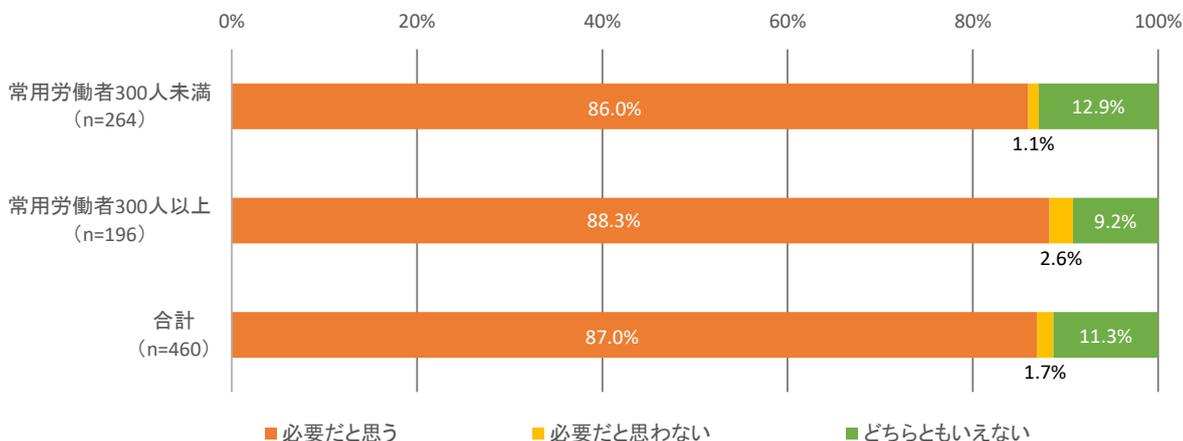
（注）①食料品・たばこ製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）、②繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）、③衣服その他の繊維製品製造業、④紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）、⑤製本業及び印刷物加工業。

【図表 1】「職長」に対する能力向上のための安全衛生教育の実施の有無（義務業種）



（注）調査対象企業（製造業）において選定した中核工場（1事業所）としての回答について集計を行ったものである。

【図表 2】「職長」に対する能力向上のための安全衛生教育の必要性（義務業種）

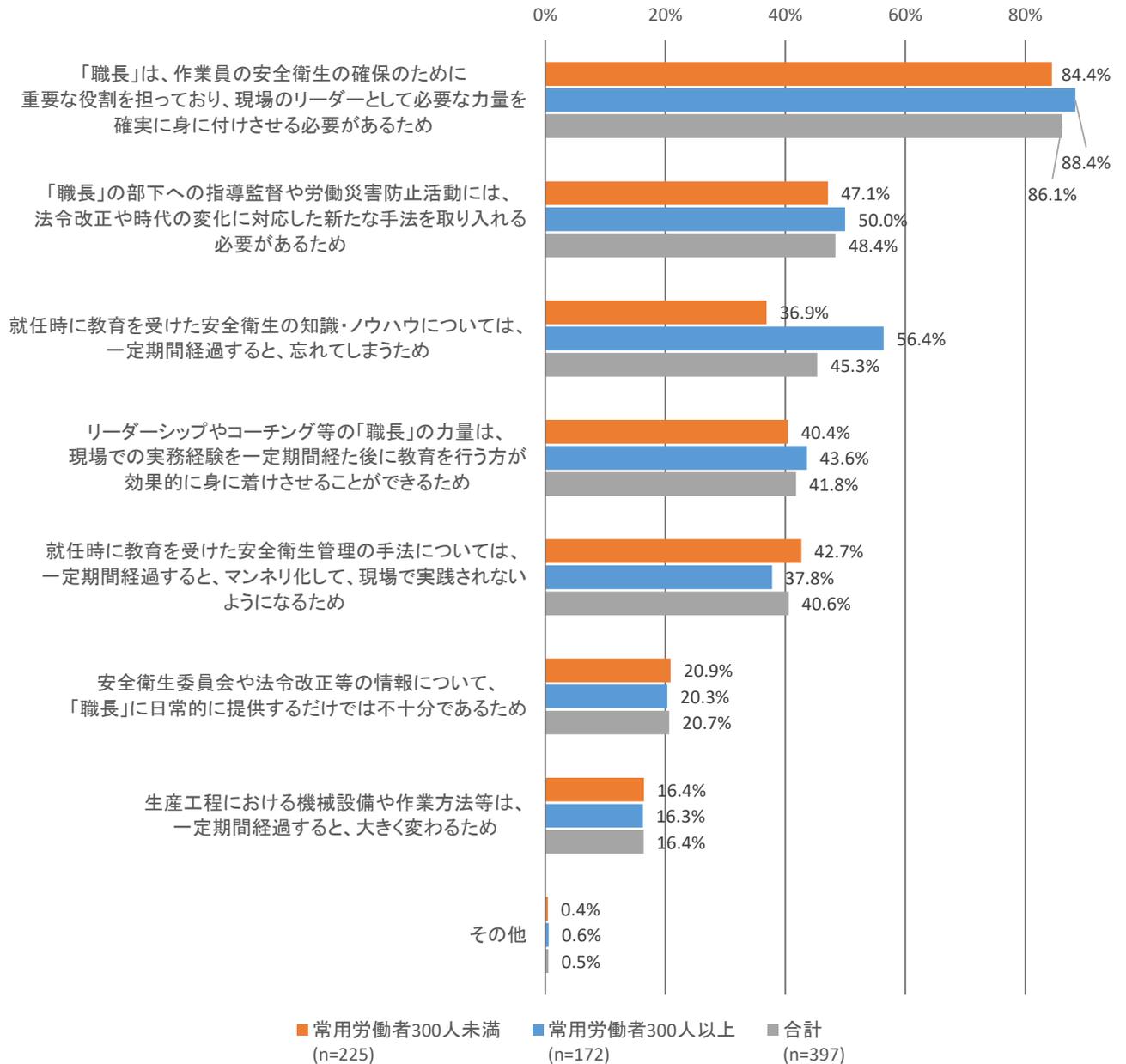


（注）調査対象企業（製造業）において選定した中核工場（1事業所）としての回答について集計を行ったものである。

【図表3】

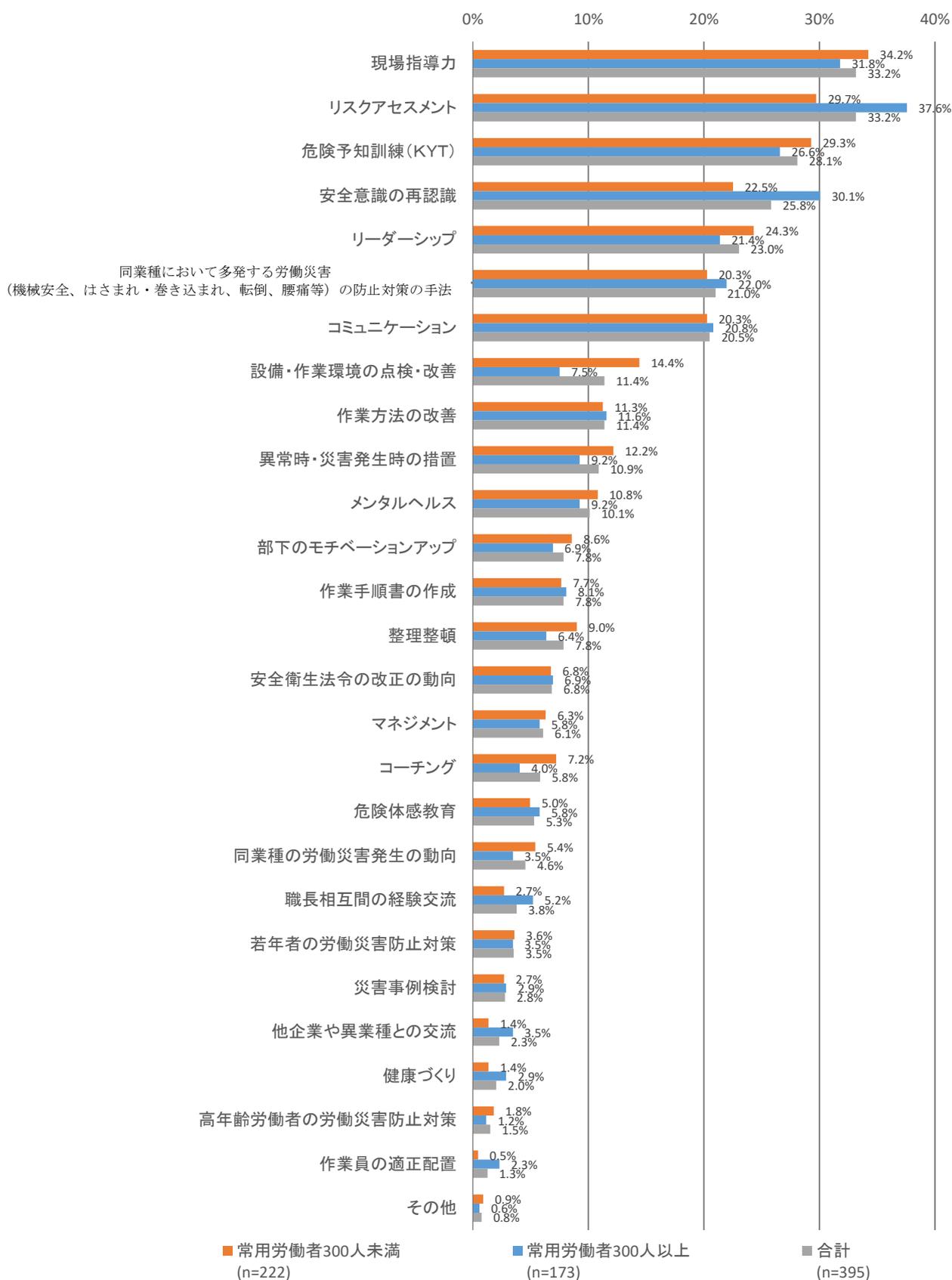
「職長」に対する能力向上のための安全衛生教育が「必要だと思う」

理由 (義務業種、複数回答)



(注) 調査対象企業（製造業）において選定した中核工場（1事業所）としての回答について集計を行ったものである。

【図表4】「職長」に対する能力向上のための安全衛生教育として最も「必要だと思う」教育内容(義務業種、複数回答)



(注) 調査対象企業(製造業)において選定した中核工場(1事業所)としての回答について集計を行ったものである。

製造業における職長の能力向上教育に準じた教育のカリキュラムに関する検討委員会

委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	所属	役職
尾崎 浩司	味の素株式会社 環境・安全・基盤マネジメント部 基盤マネジメントグループ	マネージャー
上塩入 伸之	花王株式会社 経営サポート部門 RC推進部	マネージャー(安全・防災担当)
小林 繁男	小林労働安全衛生コンサルタント事務所	所長
新宅 友穂 (委員長)	一般社団法人日本生産技能労務協会	専務理事
田中 赴夫	トヨタ自動車株式会社 安全健康推進部 安全衛生室	マネージャー
中所 照仁	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課	主任中央産業安全専門官
仁上洋一郎	日吉電装株式会社	代表取締役社長
西坂明比古	西坂労働安全コンサルタント事務所	代表
羽深 勝也	株式会社東芝 人事・総務部 総務企画室 安全保健担当	参事
早川 光夫	公益社団法人東京労働基準協会連合会 青梅労働基準協会支部	事務局長
藤井 春雄	株式会社経営技術研究所	代表取締役
堀口 誠	株式会社IHI 技術開発本部 管理部 安全衛生・環境グループ	担当課長
山岸 新一	JFEスチール株式会社 安全健康部	主任部員(副部長)